

社会福祉施設・事業所等における 成年後見制度に関する実態把握調査

アンケート概要

調査名 社会福祉施設・事業所等における成年後見制度に関する実態把握調査

調査対象 高齢者・障害関係福祉施設・事業所等<4,054 か所>
(詳細は次ページに記載)

調査時期 令和2年10月

調査方法 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

有効回答数 2,338 通

有効回答率 57.7%

調査対象：静岡県内の福祉施設・事業所等＜4,052 か所＞

高齢者関係施設			
①養護老人ホーム	26	⑧在宅介護支援センター	35
②特別養護老人ホーム	309	⑨小規模多機能型居宅介護	149
③介護老人保健施設	125	⑩介護医療院	16
④認知症高齢者グループホーム	398	⑪救護施設	7
⑤軽費老人ホーム (A型・ケアハウス)	59	⑫訪問介護	683
⑥居宅介護支援事業所	282	⑬訪問看護ステーション	240
⑦地域包括支援センター	167	合計	2,496

障害者関係施設			
①療養介護	7	⑨計画相談	199
②生活介護	250	⑩障害者・生活支援センター	8
③自立訓練 (機能訓練 2)、(生活訓練 26)	28	⑪地域移行支援	9
④就労移行支援	76	⑫地域活動支援センター	34
⑤就労継続支援 A 型	98	⑬発達障害者支援センター	4
⑥就労継続支援 B 型	252	⑭障害者支援施設 (施設入所支援)	75
⑦共同生活援助(グループホーム)	185		
⑧居宅介護、重度訪問介護、		合計	1,558

調査結果の詳細

成年後見制度等の権利擁護の支援が必要な方の内訳

(一人で2つ以上の項目に該当する場合は、特に支障が生じている項目を選択)

	項目	人	%
法律行為	① 本人の判断能力が不十分であるため、過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪質業者につきまとわれている。	392	68.1%
	② 本人の判断能力が不十分であるため、不動産の処分や遺産分割協議などの法律行為を行えない。	4,252	
	③ 本人の判断能力が不十分であるため、診療契約やサービス利用契約を理解できず、利用が進まない。	1,864	
	小 計	6,508	
虐待被害等	④ 本人の判断能力が不十分であるため、現金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又はその疑いがある。	351	8.5%
	⑤ 本人の判断能力が不十分であるため、④以外の虐待（身体的・精神的・性的・ネグレクト等）を受けている又はその疑いがある。	272	
	⑥ 本人の判断能力が不十分であるが、親族などが必要な医療・介護・福祉サービスの利用を拒否しているためサービスが受けられない。	190	
	小 計	813	
財産管理	⑦ 本人の判断能力が不十分であるが、管理すべき財産が多額（おおよそ1,000万円以上）である。	374	17.3%
	⑧ 税金や施設利用料・その他借金等を現に滞納しているが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	448	
	⑨ 本人の判断能力が不十分であるため、商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができていない。	833	
	小 計	1,655	
その他	⑩ その他困難な事情があるが、本人の判断能力が不十分であるため、適切に対応できていない。	587	6.1%
権利擁護の支援が必要な方の合計		9,563	

要支援者の主要な障害等類型

項目	人	%
① 認知症又は認知症が疑われる方	3,639	38.0%
② 知的障害者又は知的障害が疑われる方	4,430	46.3%
③ 精神障害者又は精神障害が疑われる方	1,022	10.7%
④ その他	473	4.9%
合計	9,563	

記述回答の概要

静岡県における今後の成年後見制度の取り組みに関する意見等

記述（要点）

1 成年後見制度利用促進に係ること

◆ ①課題

- ・ 知らない、わからないといった理由で制度につながらない人への周知（8）
- ・ 具体的な困りごとの事例を使い、身近に感じられるようにする（7）
- ・ 利用を促進するのは良いが、実際にサポートしてくれる機関が必要
- ・ 様々な事情はあるが、その人に合った制度であってほしい

2 周知、啓発に関すること(制度のPR、研修など)

◆ ①制度のPR

- ・ 一般向に成年後見制度のメリットやデメリットを周知してほしい（17）
- ・ 地域住民への周知(後見人ができることできないこと、金額等)（5）
- ・ お金のある人だけが利用する制度という間違った認識をなくしたい
- ・ 病院や介護施設に制度の理解を広めるべき
- ・ 成功例のPRをすべき
- ・ 体制整備が必要
- ・ こう犬くんは親しみやすい

◆ ②親族への情報提供

- ・ 制度に対する研修会(特に本人・家族向け)が少ない（6）

◆ ③利用者への情報提供

- ・ 利用者に対してわかりやすい資料提供、周知を行ってほしい（10）

◆ ④従事者への研修

- ・ DVD 資料を内部研修等で活用したい（13）
- ・ 今後制度について学びたい(成年後見制度の出前講座の希望を含む)（12）
- ・ 親族への(制度利用を促進する)アプローチ法の研修の開催（5）

- ・ オンライン研修会での開催を増やしてほしい
- ・ DVD の活用方法を知りたい

3 行政に関すること(首長申立て、県・市町行政への意見)

◆ ①首長申立て

- ・ 申立が進まない (11)
- ・ 市町によって意識の差がある (10)
- ・ 成年後見センターに対して意見等を求め、市民が納得できる制度運用をしてほしい
- ・ 行政が応じてくれ助かった

◆ ②報酬助成

- ・ 金銭的に負担できない人に対する支援の拡充
- ・ 市町の財源だけでは厳しい。補助金を求める。
- ・ 県全体で方法と金額を統一してほしい

◆ ③行政の対応

- ・ 関係機関と連携をとってほしい (5)
- ・ 経済的虐待案件における対応が不鮮明、迅速な対応をしてほしい (2)
- ・ 市の説明会を受講している
- ・ 現在本人が成年後見人の必要性について話し合うネットワークを作っている

◆ ④その他

- ・ 申立費用が捻出できない (2)
- ・ 申立費用において、本人の後払いでもいいので助成制度や立替え制度があるとよい
- ・ 中核機関設置や市民後見人養成のための財政的支援の継続
- ・ 牧之原市、吉田町では訪問看護を導入前より後見人が立っている。対応に苦慮することはない

4 成年後見制度の利用に係ること(課題・要望)

◆ ①制度の体制

- ・ 必要性は感じるが、敷居が高いと感じる 利用しにくいと感じる (20)
- ・ 不正のニュースを聞くと制度利用に不安 (10)
- ・ 関係機関の連携は必須、関わりを多くもつべき (7)

- ・ 使いやすい制度になることが求められる (5)
- ・ 制度について勉強しても、実際の必要なケースに活用できない (3)
- ・ 世帯で支援が必要な場合、総合的に(制度利用を)判断してくれる体制を整える必要がある (3)
- ・ ケアマネの仕事はどこまでか
- ・ 要介護認定申請時から成年後見制度の利用を検討すべき
- ・ 責任の取り方、責任を背負える人材の確保
- ・ 低所得者に対する受け皿がない
- ・ 介入方法を知りたい

◆ ②手続き・費用

- ・ 後見人選任まで、利用が開始されるまでに時間がかかる (20)
- ・ 費用がかかることが負担 (17)
- ・ 書類、手続きが多い (15)
- ・ 診断書を書いてくれる医師が少ない (2)
- ・ 後見人選任までの期間、代理行為ができる仕組み (2)
- ・ インターネットによる手続きができるとよい
- ・ 市町に報告しているのだから、その情報を利用して市町が必要な人に制度案内にいつてはどうか

◆ ③後見人

- ・ 後見人不足 (13)
- ・ 後見人の対応に問題あり (9)
- ・ もう少し身上監護をしてほしい (5)
- ・ 後見人が家裁に提出する事務書類や手続きが簡素化されると良い (5)
- ・ 社会福祉士の専門職後見人が増えるとよい (2)
- ・ 専門職の業種によって、対応が異なる (2)
- ・ 選任前にお試し期間があると、実際に選任されたときにトラブルはなくなる (2)
- ・ 施設と細かなコミュニケーションをとり、利用者様にスムーズな対応してくれてありがたい (2)
- ・ 任意後見人を探せない
- ・ 後見人の意見と支援者の意見に折り合いがつかずトラブルになったことがある
- ・ 後見人が先に亡くなったらどうなるのか
- ・ 後見人の考え方で行政サービスを受けられなくなる。統一してほしい。

- ・ 一度後見人をつけると外すことができないのが納得できない

◆ ④その他

- ・ 医療同意ができない点が課題と感じる (13)
- ・ 判断能力はあるが、身寄りのない人や親族関係の希薄な人への支援、死後事務等 (7)
- ・ 本人が安心して暮らせるように支えていきたい (6)
- ・ 判断能力に低下のない身体障害者や高齢者について、金銭管理をやって欲しい (3)
- ・ 死後事務を後見人にやってもらいたい (2)
- ・ 申立てがしやすいように県で指針やガイダンスを示してほしい
- ・ ひきこもり等のケースに対する対応が必要
- ・ 後見監督人の役割も重要となってくる
- ・ 利用にあたり、本人とのつながりが遠い方からの話となり、若い頃の生育歴等が把握できない
- ・ 長谷川式簡易知能評価スケールが重視されすぎているのが問題
- ・ 学生のうちから制度について学ぶ機会があると良い
- ・ 制度について、わからないことがわからない、支援者として知っておくべきことは何か
- ・ 未成年後見人の選出の仕方の検討

ALSを患っている利用者の成年後見制度の利用について

5 社会福祉協議会に係ること(意見・要望、日常生活自立支援事業)

◆ 取組

- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携、窓口対応の統一化 (7)
- ・ 日常生活自立支援事業が利用できない (3)
- ・ 社協は柔軟に対応してくれている (2)
- ・ 他機関との連携
- ・ 日常生活自立支援事業と成年後見制度の併用ができると良い

6 法人後見、市民後見に係ること

◆ ①法人後見

- ・ 社協の法人後見が利用しやすくなると良い (5)
- ・ 法人後見の受任先が増えると良い

◆ ②市民後見

- ・ 市民後見人の育成、フォロー体制が必要 (11)
- ・ 安定している利用者には市民後見人が良い
- ・ 市民後見人の高齢化が危惧される

7 施設・事業所の運営状況に係ること(現状、利用者の状況・課題)

◆ ①施設職員に関すること

- ・ 研修に参加したい (24)

相談を受ける職員が権利擁護支援について理解しニーズの把握、対応を行える様にしておく事が求められる (5)

◆ ②利用者、親族の現状と課題

- ・ 家族が制度利用を拒否したり、必要性を感じてくれない (24)
- ・ 家族の高齢化 (10)
- ・ 家庭内で家族が本人の年金を使っている場合、本人の財産は守れない (7)
- ・ 本人が判断能力の低下、制度利用の必要性を感じていない (4)
- ・ 就労支援の現場では、生活面について深く情報収集できない
- ・ 認知が進み、制度を利用することでより判断能力の低下が考えられ、利用に至らなかった

◆ ③施設・事業所の現状と課題

- ・ 今後は制度利用が増える考える (16)
- ・ 現在は家族や職員の支援があるため、制度は必要ない (11)
- ・ 入所時に後見人等が就くと助かる (3)
- ・ 必要な方は、制度につながっている (2)
- ・ 職員の学習不足から、制度を利用すべきか否かの判断がつけにくい

◆ ④成年後見制度の利用

- ・ 制度利用時のタイミングが難しい (5)
- ・ すべての人が利用すべき。
- ・ 中核機関の動きが見えない
- ・ 金銭面だけではなく、生活面全般もみてくれるといい

8 相談窓口に関すること

◆ 相談窓口

- ・ 身近な相談場所の確保、活用 (18)
- ・ 書類作成を手伝ってくれるところが知りたい、サポートしてくれる人を紹介して欲しい(5)
- ・ 相談すること自体、敷居が高い (5)
- ・ 困難ケースはどこに相談したらいいか (5)
- ・ 相談機関と地域包括支援センターとの役割分担の明確化 (2)
- ・ 信用金庫に相談窓口があるようだ、手厚い支援が受けられる (2)
- ・ 弁護士は時間がかかる。早急に手続きを進めたいときはどこに相談した方がいいか
- ・ 障害の計画相談と権利擁護支援機関の連携を求める
- ・ “計画・障害児・介護のネットワークづくり”に問い合わせしている
- ・ 市町に専用の窓口が欲しい

◆ 周知・体制づくり

- ・ 福祉サービスのない人の実態を把握すべき (4)
- ・ 親の介護で悩む人は多くでてくるのではないかと 早めに親子で相談できる窓口が欲しい (2)
- ・ 相談機関によってかかる経費が変わることに不公平さを感じる
- ・ アウトリーチ面が弱い